

令 和 元 年 度

**健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書**

富良野市監査委員



富監第39号  
令和2年8月21日

富良野市長 北 猛俊 様

富良野市監査委員 鎌田忠男  
富良野市監査委員 天日公子

令和元年度 富良野市一般会計・特別会計及び公営企業会計  
健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年度富良野市一般会計・特別会計及び公営企業会計の健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その意見を提出します。

# 令和元年度富良野市各会計決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## I 健全化判断比率審査

### 1. 審査の対象

令和元年度富良野市各会計決算に基づく健全化判断比率

### 2. 審査の期間

令和2年7月27日から令和2年8月17日まで

### 3. 審査の方法

健全化判断比率の審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4. 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令の規定に従って適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.80
② 連結実質赤字比率	—	—	18.80
③ 実質公債費比率	7.2	7.4	25.0
④ 将来負担比率	30.2	32.9	350.0

(注) 比率が算定されない(負の値)場合は、「—」の表示。

①、②の早期健全化基準は、令和元年度富良野市の財政規模に応じた基準である。

## (1) 個別結果

全ての比率において、早期健全化基準未満となっている。

なお、詳細は付表 1 のとおりである。

### ① 実質赤字比率について

令和元年度は黒字決算となっている。

### ② 連結実質赤字比率について

令和元年度は黒字決算となっている。

### ③ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は 7.2%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回っている。

また、前年度と比較すると 0.2 ポイント好転している。

### ④ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は 30.2%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを下回っている。

また、前年度と比較すると 2.7 ポイント好転している。

## (2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## II 資金不足比率審査

### 1. 審査の対象

#### (1) 公営企業法適用

令和元年度富良野市水道事業会計決算に基づく資金不足比率

令和元年度富良野市ワイン事業会計決算に基づく資金不足比率

#### (2) 公営企業法非適用

令和元年度富良野市公共下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率

令和元年度富良野市簡易水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率

### 2. 審査の期間

令和2年7月27日から令和2年8月17日まで

### 3. 審査の方法

資金不足比率の審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4. 審査の結果

審査に付された下記の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令の規定に従って適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会 計 名		令 和 元 年 度 資 金 不 足 比 率	経営健全化基準
公営企業法 適 用	水道事業会計	—	20.0
	ワイン事業会計	—	20.0
公営企業法 非 適 用	公共下水道事業特別会計	—	20.0
	簡易水道事業特別会計	—	20.0

(注) 資金不足比率について、比率が算定されない（資金不足額がない）場合は「—」の表示。

### (1) 個別結果

公営企業法適用の水道事業会計及びワイン事業会計は、資金不足比率がいずれも負の値で資金不足は生じていない。

さらに、公営企業法非適用の公共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計についても、資金不足は生じていない。

なお、詳細は付表 2 のとおりである。

### (2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## III 審査意見

令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率の各比率は、早期健全化基準を大きく下回るとともに、公営企業会計においても資金不足額が生じていないことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定において、前年度に引き続き良好な財政運営が維持されていることを確認した。

本市では、厳しい財政状況のもとで持続可能な財政基盤の維持を図りつつ、第 5 次富良野市総合計画及び富良野市まち・ひと・しごと創生総合戦略が、令和 2 年度を目標年度に積極的に推進され、現在、同 3 年度からスタートする次期総合計画の策定が進められている。

次期総合計画では、保健、医療、福祉、教育、農業、観光、環境などこれまでの施策に合わせ、ICT の活用や長期化も懸念されるコロナ禍など新たな課題も含めた広範で多様な行政課題への対応が求められている。このため、今後も、将来的な財政収支見通しに配慮して限られた財源を有効に活用し、施策の重点化と効率的・効果的な事業の執行によって、更なる市民福祉の向上と健全な財政運営の維持を期待するものである。

付表 1

## 健全化判断比率

	健全化判断比率	比率(%)	算式
実質赤字比率	—		$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額} (\text{▲}154,267\text{千円})}{\text{標準財政規模} (7,829,078\text{千円})} \times 100 = \text{▲}1.97\%$
連結実質赤字比率	—		$\frac{\text{一般会計・特別会計の実質収支額} (\text{▲}314,996\text{千円}) + \text{企業会計の資金不足(剩余)額} (\text{▲}1,548,881\text{千円})}{\text{標準財政規模} (7,829,078\text{千円})} \times 100 = \text{▲}23.80\%$
実質公債費比率	7.2		$\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源十元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} (1,063,371\text{千円})}{\text{標準財政規模} (7,829,078\text{千円}) - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} (891,693\text{千円})} \times 100 = 7.11352\%$
将来負担比率	30.2		$\frac{\text{上記の3カ年平均値}7.2\% (\text{平成}29\text{年度}7.37085\% \cdot \text{平成}30\text{年度}7.12526\% \cdot \text{令和元年度}7.11352\%)}{(17,706,064\text{千円}) - \text{充当可能基金额} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額} (15,607,768\text{千円})} \times 100 = 30.2\%$

※ 比率が算定されない(負の値)場合は「—」の表示。標準財政規模の額には臨時財政対策債発行可能額を含む。

付表 2 資金不足比率分析表

会計		比率(%)	算式
水道事業会計	—	資金の不足額 = 流動負債の額 + 建設改良費等以外の経費の財源に起因した地方債の現在高 (273,236千円) — 流動資産の額 (364,523千円)	$\times 100 = \text{資金不足なし}$
ワイン事業会計	—	事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額 (355,106千円)	(負の値) ( $\Delta 25.7\%$ )
公共下水道事業会計	—	資金の不足額 = 流動負債の額 + 建設改良費等以外の経費の財源に起因した地方債の現在高 (15,903千円) — 流動資産の額 (1,220,700千円)	$\times 100 = \text{資金不足なし}$
簡易水道事業会計	—	事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額 (297,195千円)	(負の値) ( $\Delta 405.4\%$ )

※ 比率が算定されない（資金不足額がない）場合は「—」の表示。